



阿智村内発生土置き場(クララ沢)に係る報告書に対する助言をJR東海に通知しました

リニア中央新幹線に係る2件の報告書に対する県の助言を、令和6年6月10日付けで東海旅客鉄道株式会社(JR東海)に通知しました。

報告書の概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽俊介
報告書	(1)阿智村内発生土置き場(クララ沢)における環境の調査及び影響検討の結果について (2)阿智村内発生土置き場(クララ沢)における環境保全について
事業規模	発生土置き場(クララ沢):面積 約25,000m ² 、容量 約200,000m ³

※報告書については、JR東海のホームページにおいてご覧いただけます。

<https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/nagano/plan.html>

県の助言の内容

別紙のとおり

【参考】

○報告書とは

JR 東海が、リニア中央新幹線建設工事に係る具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化したものであり、その内容について工事説明会で地元の皆様に対して説明するとともに、関係自治体に送付、公表したものです。

本報告書は、阿智村内発生土置き場(クララ沢)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について取りまとめられたものです。

○県の助言とは

報告書に対して、県では専門家等の意見を聴きながら、事業の実施に伴う環境への影響が最大限回避・低減されるよう、環境保全の見地から助言を行っています。



(問合せ先)

担当 環境政策課環境審査係 塩入、伊東

電話 026-235-7163(直通)

026-232-0111(代表)内線 2782

FAX 026-235-7491

e-mail kankyo@pref.nagano.lg.jp

阿智村内発生土置き場（クララ沢）における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全に対する助言

1 全般

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、農作業期に住居を利用する人々を含めた地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工事完了後の維持管理計画を含め、地域住民、阿智村等との丁寧かつ十分な連絡、調整及び協議に努めること。また、工事や環境保全措置の実施状況等について、地域住民等への丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (3) 発生土置き場（クララ沢）の造成範囲内に新設するとしている谷止工及び治山堰堤についても、「阿智村内発生土置き場（クララ沢）における環境の調査及び影響検討の結果について」（以下「影響検討書」という。）及び「阿智村内発生土置き場（クララ沢）における環境の保全について」（以下「環境保全計画書」という。）の工事の概要に明記すること。

2 水環境

- (1) 工事により発生する濁水が周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。また、放流に当たっては、漁業権者である下伊那漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、必要な対策を講じること。
- (2) 水質のモニタリングについて、工事による影響を適切に把握できるよう、工事排水を放流する箇所の上流側にも調査地点を設けるよう検討すること。
- (3) 工事管理の一環として実施する工事排水の測定について、測定頻度を環境保全計画書に記載すること。また、工事中だけではなく、工事完了後も定期的に測定を実施するよう検討すること。

3 植物

- (1) ヤマシャクヤクの一種の移植については、休眠に入る前の時期に実施すること。
- (2) 植生シート又は種子吹付等による法面の緑化に当たっては、在来種を使用し外来種が混入しないようにすること。

4 人と自然との触れ合い活動の場

発生土置き場（クララ沢）計画地（以下「計画地」という。）の周辺で魚釣りやハイキングが行われていることや、阿智村内には花見や星空観察等を目的に多くの人を訪れる地域も存在することから、工事の実施及び工事用車両の運行により、人と自然との触れ合い活動に影響を及ぼさないよう引き続き配慮すること。

5 その他

- (1) 盛土の崩壊等により下流域に影響が及ぶことがないよう、計画地及び上流域も含めた周辺の地形・地質の状況や災害履歴を適切に把握するとともに影響検討書に記載し、安全な計画を立てた上で、責任を持って施工、管理すること。
- (2) 工事完了後の盛土の管理に当たっては、集水井とは別の観測井を設置することや、縦排水管においても観測を実施するなど、盛土内水位を詳細に把握する方法を検討すること。また、点検・保守及び観測の頻度を環境保全計画書に記載するとともに、盛土内水位を連続観測するよう検討すること。
- (3) 工事用車両の運行に当たっては、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な措置を講じること。